

国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証は 更新手続きが必要です

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4405）

現在お使いの国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証の有効期限は、7月31日(火)です。8月以降も認定証が必要な場合は、再度申請が必要です。

8月以降の認定証の発行申請は、7月16日(火)から受け付けますので、国保年金課でお手続きください（郵送可）。マイナンバーカードで受診する方は、認定証の申請は不要

です。ただし、医療機関でのマイナンバーカード読み込み時に、高額療養費制度の利用に同意する操作が必要です。また、認定証の所得区分が「オ」または「低所得者Ⅱ」の方で、過去12カ月で90日を超える入院をした方は、マイナンバーカードをお持ちの場合も手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

国民年金保険料の納付が

困難な方は申請を！

経済的な理由などで国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、令和6年度分（令和6年7月～令和7年6月）の「保険料免除」および「納付猶予（50歳未満の方の保険料猶予）」の申請を7月から受け付けます。申請後、承認されると、令和6年7月から免除されます。

※申請以前に納付している月分については、適用されません。

※さかのぼって承認された免除期間は、障害年金や遺族年金の請求をするための基準に含まれない場合があります。申請手続きはお早めをお願いします。

※過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請できます。

※学生および任意加入被保険者の方は対象外です。学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

納付猶予

50歳未満の方の保険料の猶予は、本人と配偶者の前年所得が下記の金額以下の場合、納付が猶予されます。

▶納付猶予となる所得基準

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

※年度途中で50歳に到達する場合は、到達する月の前月まで（1日生まれの場合は、前々月まで）が猶予されます。

※猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

保険料の追納

免除・猶予された保険料は、10年以内に納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が上乗せされます。

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4402）

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>
土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170

申請に必要なもの

年金手帳または基礎年金番号通知書など

※失業したことを理由とする申請の場合は、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」などの写し

※過去に失業理由の免除などの申請をしたことがある場合は、離職票などの添付を省略できることがあります。

保険料免除

	免除の種類および保険料 (納付額 / 月)		免除対象となる所得基準
全額免除	全額免除	0円	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
一部納付制度	4分の1納付	4,250円	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
	半額納付	8,490円	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
	4分の3納付	12,740円	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
免除がない場合		16,980円	

※「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなるのでご注意ください。

免除申請は毎年度必要です

免除申請は、原則として毎年度必要です。

ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」または「納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望する場合は、あらかじめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査します。

※承認の区分が変更された場合や、所得の確認ができない場合は、改めて申請が必要です。